

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 2 月 2 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|----------|----------|--|------------------|
| 一般 国道 | 4 6 0 号 | 新潟市秋葉区子成場字居島 651 番 7 地先から 新潟市秋葉区子成場字居島 644 番地 先まで | 平成 2 2 年 2 月 2 日 |
| 県道 | 新潟小須戸三条線 | 新潟市秋葉区子成場字居島 651 番 7 地先から 新潟市秋葉区子成場字居島 620 番 2 地先まで | |